

身近に発生し得るコンプライアンス上の問題について

令和8年6月1日

弁護士 田中幸佑

E-mail : tanaka_k@clo.gr.jp

第1 はじめに

「コンプライアンス」という言葉を耳にする機会が増えました。

例えば、有名タレントが「コンプライアンス上の問題」を起こしたとしてテレビ番組を降板させられたという騒動や、プロ野球関係者が薬物使用や暴行事件で警察に逮捕されたり、オンラインカジノをして処分されたりしたという事案、大企業や有名大学におけるハラスメント、贈収賄事件などが大きなニュースになることもあれば、交通事故や交通違反をしたタレントが謹慎するというケースもあります。

これらはいずれも、コンプライアンス上の問題であると位置づけることが可能です。違法薬物使用や暴力行為などの明確な犯罪行為はもちろん、そうとまでは十分認識されていないような、「軽い気持ちで」、「ちょっとした不注意で」やっと思いそうなことも、コンプライアンス違反として問題になり、大きなレピュテーションリスクが生じる可能性もあります。

本コラムでは、普段犯罪とは無縁な生活を送っている方々においても問題となり得る身近なコンプライアンス上の問題について、いくつか代表的なものを挙げて概説いたします。

第2 オンラインカジノについて

- 1 有名人や大企業関係者が「オンラインカジノ」を利用して検挙されたというニュースを目にします。検挙された場合は賭博罪や常習賭博罪という刑法上の犯罪ですので、企業等においてこのような問題が発生した場合には、コンプライアンス上の問題であることとなります。

オンラインカジノとは、スマートフォンなどを通じて、スロットやルーレット、バカラなどのカジノゲームを提供するサービスです。利用者は、オンラインカジノサイトにアクセスし、クレジットカードや仮想通貨などで入金して、賭けを行うことができます。

そのようなオンラインカジノについて、「グレーであって違法ではない」という認識を持っている人がいるようです。実際に、過去に問題が発覚した有名人の中には、「合法だと思っていた」とか「違法とは思っていなかった」という主張をしていたケースもあるようです。

しかし、警察庁は、「オンラインカジノは犯罪です」と明言しており、オンラインカジノを利用して賭博を行った者などへの取締りを強化しています。

2 オンラインカジノが違法である理由

- (1) オンラインカジノで検挙されて有罪となる場合、多くが賭博罪（刑法 185 条）、常習賭博罪（刑法 186 条 1 項）となっています。

賭博とは、「偶然の事情に関して財物を賭け、勝敗を争うこと」をいいます。いわゆる丁半博打や野球賭博が典型です。カジノについても、例えばルーレットのある結果に一定の金銭を賭け、当たれば金銭が増え、外れば金銭を失うというものであって、賭博に該当します。

オンラインカジノは、金銭や暗号資産などの財産的価値があるものを賭けてカジノゲームを行い、その結果によって賭けたものが増えたり減ったりするわけですから、賭博に該当するのです。

賭博をすれば、「50 万円以下の罰金又は科料」に処せられ、賭博を常習として行ったと認定されれば、常習賭博罪で「3 年以下の拘禁刑」に処せられます。

なお、上記の定義からすれば、財産的価値があるものを一切賭けずに、単純にカジノゲームを行うだけであれば、賭博にはなりません。それでも、警察庁は、賭博につながる可能性が高いことから、「無料版」であってもオンラインカジノの利用は止めるよう呼びかけています。

- (2) では、なぜオンラインカジノでの賭博について、「違法ではない」とか「グレー」という認識が見られるのでしょうか。

それは、オンラインカジノを運営している会社は、カジノの運営が合法とされている国に拠点を置いて、その運営自体は合法的に行っていることが影響しています。そのため、「海外でライセンスを取得し合法的に運営」などという宣伝がなされることがあるようです。

しかし、日本の刑法は、「この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する」と定めており、原則として日本国内において罪を犯したかどうかを問題とします（属地主義）。そうすると、たとえ海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内からアクセスして賭博をすれば、日本国内で賭博をしたと評価され、賭博罪が成立するのです。

この点の認識が足りず、「海外で合法」「合法的に運営」という宣伝のみを見てオンラインカジノを利用する者が多いことが、誤った認識が多く見られる背景にあると思われます。

- 3 そして、「合法だと思っていた」と主張したとしても、通常、賭博罪の成立は否定されません。賭博罪の故意は、賭博行為を行っているという客観的事実の認識があれば足り、「違法だと分かってやった」ことまでは要求されません。

法律の理論的には、「合法だと思っていた」ことによほどの根拠や事情がある

場合であれば賭博罪が成立しない可能性もありますが、そのようなケースはほぼ考えられません。

よって、「合法だと思っていた」、「違法ではないと思っていた」という弁解は基本的に通用しないのです。

- 4 このように、オンラインカジノはスマートフォンなどで気軽に利用できてしまうのですが、財産的価値のあるものを賭けて利用すると、賭博として検挙される可能性がありますので、十分な注意が必要です。

軽い気持ちであっても、オンラインカジノで賭博行為を行っていた場合、運営元が検挙されると利用者の賭博行為が発覚し、利用者も賭博罪などで検挙される可能性があります。

第3 交通違反や交通事故

1 自転車の交通違反

- (1) 自転車の「青切符」制度が始まったとか、「自転車の飲酒運転で罰金刑になる」ということをご存知の方も多いと思います。特に青切符制度は、今年の4月に運用が開始され、ニュースでもよく取り上げられています。

かつては、自転車に乗っていて二人乗りや無灯火を注意されることはあっても、反則金や罰金といった、車で違反をしたときのような処分を受けることはそうそうありませんでした。飲酒して自転車に乗ることも、かつては当然のように行われていたのではないかと思います。

しかし、今では、自転車で飲酒運転をすると例えば10万円といった罰金刑を受けますし（罰金刑なので、「前科」になります）、交通違反をすると青切符を切られ、例えば無灯火では5000円という反則金の対象となることがあるのです。

以下では、自転車の飲酒運転について概説します。

- (2) 令和6年11月の法改正により、現在、自転車で「酒気帯び運転」をした場合

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
という罰則が適用されます。

車の場合と同じで、呼気や血液に一定のアルコールが含まれる状態で自転車を運転した場合、酒気帯び運転となります。

例えば居酒屋で酒を飲み、そこまで酔っていないと考えて自転車に乗って帰ろうとした場合、運転自体は正常にできていたとしても、身体に一定のアルコールを保有する状態で自転車を運転すれば酒気帯び運転として罰則の対象となります。

実際に、公務員が、自転車で酒気帯び運転をして検挙されて10万円の罰金

刑を受け、停職などの懲戒処分を受けたケースは多々あります。

- (3) なお、特に注意すべきなのは、車と同じように、自転車で酒気帯び運転をするおそれのある者に酒類や自転車を提供し、その者が酒気帯び運転をした場合、それらを提供した者も罰則の対象となるという点です。酒類を提供する事業を営む場合、提供する相手が自転車で来店しているような場合には、事実確認などの注意が必要になります。
- (4) このように、身近な存在である自転車ですが、法規制や違反に対する取締りは強化されており、業務において自転車を使用することがあるような場合には特に、違反しないよう注意が必要です。

企業等においては、従業員が業務上自転車を使用することがあるかどうかを把握し、使用を認める場合には、リスク回避のため安全管理や法令遵守を徹底するなど、事故や違反の発生を防止するための方策を尽くしておくことが求められます。また、酒類や車、自転車を提供する事業を行う場合には、酒気帯び運転をするおそれがある者に対して、酒類や車、自転車を提供することがないような体制を整備しておくことが求められます。

2 交通事故を起こしたときの責任

- (1) 車を運転していれば、交通事故を起こすおそれを完全に排除することはできません。

明らかに無謀な運転や危険な運転をすることは論外ですが、そうでなくても、ほんの一瞬の気の緩みで事故を起こしてしまうことはあります。

そして、事故自体は重大事故ではなくても、事後対応を誤るとその点を追及されることもあります。例えば、有名人が車で接触事故を起こしたがそのまま現場から立ち去ったという事案で、刑事事件としては不起訴となっても、飲酒運転をしていたから逃げたのではないかなどという指摘が続くという例などがあります。

交通事故は、わざとではなくても、大きな事故を起こしたり事後対応を誤ったりすると、法的責任を追及されるだけでなく、大きなレピュテーションリスクが生じるおそれがあるのです。

- (2) 自転車の交通違反に対する規制や取締りは強化されていますが、それと同様、車で交通事故を起こしたときの責任についても、これまで厳罰化が繰り返されてきています。

現在、過失によって人身事故を起こせば、過失運転致死傷罪という罪で、7年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金という刑罰が科せられます。平成31年(2019年)に母子2名が死亡した池袋暴走事故に関して、加害者は過失運転致死罪に問われ、検察は法定刑の上限である禁錮7年を求刑し、東京地裁は禁

錮5年の実刑判決を言い渡しました。このように、事故によっては、比較的長期の実刑判決を受けることもあるわけです。

- (3) そして、今年3月に、政府は、危険運転致死傷罪について、新たに数値基準を導入する法改正案を閣議決定しました。年内に改正法が成立し、施行される見込みです。

危険運転致死傷罪とは

- ①アルコールや薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる
- ②進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる
- ③赤色信号等を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する

といった行為によって、人を死傷させた場合に成立する罪です。

致傷で15年以下、致死で1年以上20年以下の拘禁刑という重い刑罰が定められています。記憶に新しいところでは、平成29年(2017年)に東名高速でのあおり運転行為の結果夫婦2名が死亡した、東名あおり運転事故に危険運転致死傷罪が適用され、懲役18年の判決が確定しました。このように、非常に重い刑罰が科せられることのある犯罪です。

しかし、「正常な運転が困難な状態」や、「進行を制御することが困難な高速度」という要件が必ずしも明確でなく、適用されるべきケースに適用されていないという批判が根強くありました。そのような声を受けて法改正が検討され、今般、一定の数値基準を満たせば危険運転行為に該当するとして要件を明確化する法改正が行われることとなったわけです。これにより、基本的に危険運転致死傷罪の適用範囲は拡大されるといえます。

まず、上記①の類型に関して、これまでは相当量の飲酒によって酩酊状態であっても、例えば「事故直後の検査で直立歩行はできていた」場合には「正常な運転が困難な状態であったとまではいえない」とされ危険運転致死傷罪が適用されなかったケースがありましたが、法改正案では、呼気1リットルあたり0.5ミリグラム以上のアルコール濃度が認められれば、①に当たるとされます。

また、上記②の類型に関して、最高速度60km/h以下の道路では50km/h超過、最高速度が60km/h超の道路では60km/h超過の場合、危険運転行為とされることになります。

なお、これらの数値に満たない場合には危険運転にならないということでは決してなく、数値に満たなくても①や②に当たるとして危険運転となる場合があります。

第4 まとめ

オンラインカジノは、スマートフォンで利用できる身近な遊びの一つとして存在しますが、賭博行為を行えば検挙されて処罰を受けることがあり、社会的に非難されることもあります。有名企業の元従業員が、常習賭博罪で検挙され、執行猶予付きの懲役刑を言い渡されたことが大きく報道された例もあります。

交通違反や交通事故についても、仕事や日常生活において車や自転車を運転する中で、違反をすれば処分や処罰を受けることがあるのはもちろん、一瞬の気の緩みや軽い気持ちで重大事故や重大な違反を起こせば、重い法的責任を問われるだけでなく、所属組織内での処分や、立場によっては強い社会的非難も向けられることとなります。

こういった事象は、法令違反というコンプライアンス上の問題です。

身近なコンプライアンスの問題としては、そのほかにも、ハラスメント、性犯罪、薬物、SNSでの発信を含む差別的言動や暴言など様々なものがあります。

特に最近では、コンプライアンス遵守の要請が高まっており、昔は当然のように許されていた行為であっても今は許されないことが多々あります。

普段犯罪などの違法行為とは無縁であっても、コンプライアンス上の問題を生じ得るものの例として、今回はオンラインカジノと交通違反・交通事故について概説しました。本コラムが、皆様のコンプライアンス意識醸成の一助になれば幸いです。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp